

株式会社ゆうちょ銀行 第2期一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

1 計画期間

2021年5月1日から2026年4月30日までの5年間

2 目標

① 育児休業の取得状況を次の水準にする※

男性社員 … 100%

女性社員 … 100%

※ 育児休業取得率：対象期間中に出産（男性の場合は配偶者が出産）したもののうち、育児休業を開始した社員（開始予定の申出者を含む。）の割合

※ 取得を希望しない者を除く

② 2026年4月1日までに、管理者に占める女性割合を20%以上とする

3 取組内容と実施時期

取組1 働き方改革を推進し、仕事と生活の両立を促進

- ・2021年5月から 柔軟な働き方の拡大・推進(テレワークの拡充・フレックスタイム制の推進)
- ・2021年5月から 総労働時間の縮減に向けた取り組みの継続・浸透（勤務間インターバル・リフレッシュデーの徹底）
- ・2021年5月から 各種休暇を取得しやすい環境整備の継続(連続休暇等の取得推進・年次有給休暇の計画付与)

取組2 仕事と生活が両立し、男女ともに活躍できる職場風土づくりに向けた意識啓発等

- ・2021年5月から ダイバーシティ・マネジメントの推進
- ・2021年5月から 社員へ育児等に関する制度周知、意識啓発の実施
- ・2021年5月から 育休前・育休中・育休後の社員向けセミナー・面談等の継続実施およびオンラインの活用による相談機会の拡充
- ・2021年5月から 育児休業を取得しやすい職場環境づくりを推進するため、管理社員向けeラーニング等の実施

取組3 昇進意識向上・キャリア形成支援に向けた取組

- ・2021年7月から 経営幹部からのメッセージ発信
- ・2021年5月から 女性社員の育成、キャリア形成支援を目的としたセミナー等
- ・2021年11月から 管理社員候補者向け研修受講者に対する意識啓発等